

## 山梨県テクノロジーを活用した業務効率化事業費補助金要望調査に係る注意事項

### 1. 全体について

- ・ 当要望調査は、令和8年度の補助を確約するものではありません。
- ・ 令和8年度に当補助事業を行うことが決定したのち、改めて協議を行います。その際に事業計画書を提出していただき、その内容により採択事業を決定（内示）します。
- ・ 内示前に着手（契約、導入、支払）したものは、補助対象外です。

### 2. 要望調査票について

- ・ 要望調査票の「記入例」を参照してください。

#### ○提出するもの

- ・ 要望調査票
- ・ 見積書

#### ○提出方法

- ・ 要望調査票と見積書をメールで送付してください。また、メール件名を次のとおりとしてください。

【送付先】 [kaigos@y-fukushi.or.jp](mailto:kaigos@y-fukushi.or.jp)

【件名】（事業所名※）令和8年度テクノロジーを活用した業務効率化事業費補助金要望調査票の提出

※同一法人で複数事業所分をまとめていただく場合は、法人名+事業所数（例：●●福祉会2件）としていただくとともに、調査票は事業所ごとに1つの作成にご協力をお願いします。

#### ○問い合わせ先

要望調査に関するお問い合わせは、問い合わせフォームから受け付けます。

※要望調査に関する電話でのお問い合わせは受け付けません。

※メーカー等申請予定者以外からのお問い合わせについても受け付けません。必ず、申請予定の事業所からお問い合わせください。

【問い合わせ用 URL】 <https://forms.gle/TvVSAZ4c39urtc49>

#### ○提出期限

令和8年3月23日（月）



		<p>新規：都道府県における補助事業所の選定方針について、<u>見守り機器・インカム・介護ソフト</u>を優先的に補助する方針とすること。</p> <p>→ 山梨県の方針については、令和8年度以降に提示しますが、本方針に則り策定します。</p> <p>●<u>補助上限額の変更</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 7</th> <th>R 8 (予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「介護業務支援」のうちインカム</td> <td>30 万円</td> <td>100 万円</td> </tr> <tr> <td>「その他」のうちバックオフィスソフト</td> <td>100 万円</td> <td>職員数に準拠</td> </tr> </tbody> </table>		R 7	R 8 (予定)	「介護業務支援」のうちインカム	30 万円	100 万円	「その他」のうちバックオフィスソフト	100 万円	職員数に準拠
	R 7	R 8 (予定)									
「介護業務支援」のうちインカム	30 万円	100 万円									
「その他」のうちバックオフィスソフト	100 万円	職員数に準拠									
3   1	補助対象事業の区分	<p>令和8年度は、次の事業区分を予定しています。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>テクノロジーの導入支援事業 ア 「福祉用具情報システム」に掲載された介護テクノロジー イ 介護ソフトの定着促進支援 ウ その他（ア、イに当てはまらない介護テクノロジー）</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>導入支援と一体的に行う業務改善支援事業</td> </tr> </tbody> </table>	(1)	テクノロジーの導入支援事業 ア 「福祉用具情報システム」に掲載された介護テクノロジー イ 介護ソフトの定着促進支援 ウ その他（ア、イに当てはまらない介護テクノロジー）	(2)	介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業	(3)	導入支援と一体的に行う業務改善支援事業			
(1)	テクノロジーの導入支援事業 ア 「福祉用具情報システム」に掲載された介護テクノロジー イ 介護ソフトの定着促進支援 ウ その他（ア、イに当てはまらない介護テクノロジー）										
(2)	介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業										
(3)	導入支援と一体的に行う業務改善支援事業										
3   2	補助対象事業区分ごとの要望例	<p>・ 今回の要望調査における事業区分は、次のとおりとしてください。全ての事業区分を要望することも可能です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>導入するテクノロジー</th> <th>要望する事業区分 (要望調査票に対応)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護ロボット</td> <td>(1) ア 「福祉用具情報システム」に掲載された介護テクノロジー</td> </tr> <tr> <td>介護ソフト</td> <td>(1) イ 介護ソフトの定着促進支援</td> </tr> <tr> <td>次の①と②を同時に導入 (※)</td> <td>(2) パッケージ型導入支援事業</td> </tr> </tbody> </table>	導入するテクノロジー	要望する事業区分 (要望調査票に対応)	介護ロボット	(1) ア 「福祉用具情報システム」に掲載された介護テクノロジー	介護ソフト	(1) イ 介護ソフトの定着促進支援	次の①と②を同時に導入 (※)	(2) パッケージ型導入支援事業	
導入するテクノロジー	要望する事業区分 (要望調査票に対応)										
介護ロボット	(1) ア 「福祉用具情報システム」に掲載された介護テクノロジー										
介護ソフト	(1) イ 介護ソフトの定着促進支援										
次の①と②を同時に導入 (※)	(2) パッケージ型導入支援事業										

		<p>①介護テクノロジーのうち「介護業務支援」に該当するもの（「介護ソフト」に限らない）</p> <p>②①と連動することで効果が高まる機器やソフト</p> <p>※①と②を同時に導入するに伴い、<u>通信環境整備</u>を行う場合は、その費用も対象となります。</p>		
		<p>コンサルティング会社等による業務改善支援を受ける</p>	<p>(3) 導入支援と一体的に行う業務改善支援事業</p>	
<p>(※) パッケージ型導入支援事業による導入例</p>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「介護業務支援」に該当するもの+「見守り・コミュニケーション」に該当する機器</li> <li>・「介護業務支援」に該当する複数機器</li> <li>・介護記録ソフト+インカム 等</li> </ul>				
<p>4</p>	<p>補助対象機器について①（「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器）</p>	<p><b>【介護ロボット】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則、「福祉用具情報システム（T A I S）」に掲載される、「介護テクノロジー利用の重点分野」の機器を補助対象とする予定です。</li> <li>・ 導入予定の機器について、T A I Sへの掲載の有無をシステムから確認し、要望調査票に掲載の有無を記載してください。 <a href="https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php">https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php</a></li> </ul> <p>※要望調査票の記入時点ではT A I Sへ掲載されていない場合でも、今後掲載される可能性がありますので、要望調査票にT A I S掲載「無」と入力して、要望してください。（補助対象外となる可能性もあります。）</p> <p><b>【介護ソフト】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護ソフトは、「介護テクノロジー利用の重点分野」のうち、「介護業務支援」に該当するテクノロジーです。</li> <li>・ <u>全事業所共通</u>で次の要件を満たしているソフトを導入してく</li> </ul>		

		<p>ださい。</p> <p>○記録業務、情報共有業務、請求業務を一気通貫で行うことが可能であるもの。</p> <p>○L I F EのCSV取込機能へ対応しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ケアプランデータ連携システムの対象事業所は、上記に加え、ケアプランデータ連携システムの標準仕様に対応している介護ソフトのみが対象です。</u></li> </ul> <p>※ケアプランデータ連携システムの標準仕様の対応状況の確認は、次を参照してください。</p> <p><a href="https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html">https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html</a></p>
5	<p>補助対象機器について②</p> <p>(その他の機器)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請ができていない等の理由で「TAIS」に掲載されていない機器で、アの介護テクノロジーと機能等が同水準と実施主体が判断した機器等</li> <li>・ 介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると実施主体が判断した機器等が対象となります。</li> </ul> <p>※個別に判断しますので、補助対象外となる場合もあります。</p> <p>(その他機器の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 床走行式リフト</li> <li>・ スライディングボード</li> <li>・ バックオフィスソフト※ (電子サインシステム、給与、勤怠管理等)</li> <li>・ バイタル測定が可能なウェアラブル機器</li> </ul> <p>※バックオフィスソフトについては、今回から上限額が定額→職員数に準拠 (介護ソフトと同じ算定方法) となっています。</p>
6	<p>機器導入に付帯して必要となる経費について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「TAIS」において「介護テクノロジー」として選定された機器等に付帯して必要となる経費は、主となる機器と併せて導入する場合に限って、補助対象となります。</li> </ul> <p>※付帯して必要となる経費の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 送料、設置費</li> <li>・ 通信環境整備の費用</li> <li>・ PC、タブレット端末等の情報通信機器</li> <li>・ ライセンス費用や保守料のうち、令和8年度中に支払われる経費</li> </ul>

		<p>※例示したものは、令和7年度の基準により認めたもののため、今後変更となる場合があります。</p> <p>※ただし、<u>通信費は補助対象外</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今回の補助金で介護テクノロジーを導入するのに伴って発生する付帯経費のみが対象です。<u>既に導入済みのテクノロジー機器（見守り機器等）を活用するために必要な通信環境整備や、PC、タブレット端末等の情報通信機器の導入は、認められません。</u></li> </ul>
7	インカムについて	<p>2. 補助要件について で記載のとおり、インカムの補助上限額が引き上げられております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インカムについては、「TAIS」掲載のものと未掲載のものが多く存在しておりますが、 <ul style="list-style-type: none"> <li>TAIS 掲載 → ア 「福祉用具情報システム」に掲載された介護テクノロジー</li> <li>TAIS 未掲載 → ウ その他（ア、イに当てはまらない介護テクノロジー）</li> </ul> </li> </ul> <p>において要望してください。</p> <p>※いずれの機器を選ばれた場合でも、補助金額、補助率は同一です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要求数は職員数を上限とします。</li> </ul>
8	消費税について	<ul style="list-style-type: none"> <li>要望額は、全て<u>税抜き</u>で入力してください。</li> </ul>

2 補助額		区分	補助上限額
9	補助上限額について	①TAIS「移乗支援（装着型・非装着型）」「入浴支援」	100万円／台
		②TAIS「介護業務支援」に掲載されているインカム	
		③ ①と同水準の機能と判断された機器等	
		④ ②と同水準の機能と判断されたインカム等	
		⑤ウその他の機器のうちバックオフィスソフト以外	
		上記以外のテクノロジー機器	30万円／台
		①TAISで「介護業務支援」に掲載されている介護ソフト	(職員数) 1～10人 ・・・100万円
		② ①と同水準と判断された介護ソフト等	11～20人 ・・・150万円
		③ウその他で示す機器等のうちバックオフィスソフト	21～30人 ・・・200万円
		【職員数に応じてライセンス料が変動する場合】	31人～ ・・・250万円
同上+(1)イ（介護ソフトの定着促進支援）を導入する場合	(職員数) 1～10人 ・・・115万円 11～20人 ・・・165万円 21～30人 ・・・215万円 31人～ ・・・265万円		
※基準額に15万円を加算			
同上	一律 250万円		
【職員数に応じてライセンス料が変動しない場合】	又は 265万円 ((1)イ)		
パッケージ型導入支援事業	1,000万円		
導入支援と一体的に行う業務改善支援事業	48万円		